

議案第 6 7 号

山都町職員等の旅費に関する条例及び山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

山都町職員等の旅費に関する条例及び山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

費用弁償の支給に関する根拠規定を整理し、運用の適正化を図るため、山都町職員等の旅費に関する条例と山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町職員等の旅費に関する条例及び山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町職員等の旅費に関する条例及び山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 山都町職員等の旅費に関する条例（平成17年山都町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「又は職員以外の者」を削り、「その者」を「当該職員」に改め、同条第5項中「場合には、」の次に「当該職員に対し、」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 職員以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、費用弁償として旅費を支給する。

- (1) 町の機関の依頼又は要求に応じ会議に出席した場合
- (2) 町の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合
- (3) 前2号の規定に該当する場合を除くほか、法令又は条例に特別の定がある場合その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合において、旅行した場合

2 前項の旅費の種類及び額は、山都町報酬及び費用弁償条例（平成17年山都町条例第39号）の規定により特別職の非常勤の職員(学校医を除く。)に支給される費用弁償の例による。

3 前2項に定めるもののほか、職員以外の者に対し支給する旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。

第4条第1項第1号中「前条」を「第3条」に改め、同項第2号中「第4項又は第5項」を「第1項」に改める。

(山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年山都町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「支給」を「支給方法」に改める。

第4条第2項中「前項の費用弁償の支給」を「前2項に定めるもののほか、費用弁償の支給方法」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 費用弁償の額は、別表による。

第5条第3項中「支給」を「支給方法」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

区分	航空運賃	鉄道賃及び船賃	車賃	諸費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	
					甲地方	乙地方
議長 副議長 議員	実費	1 鉄道賃 運賃（急行料金を含む。） 2 船賃 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃。ただし、運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する経費	37円/km	2,200円。ただし、町内、熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行は、550円	13,000円	12,000円

備考 公用車使用の場合は、車賃を支給しない。私用車での旅行は、車賃を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町職員等の旅費に関する条例(平成17年山都町条例第46号)新旧対照表

【第1条関係】

現行	改正後（案）
(旅費の支給) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 職員又は職員以外の者が町の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、<u>その者</u> に対し、旅費を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は条例に特別の定がある場合その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、<u> </u>旅費を支給する。ただし、町内旅費の支給については、町長が別に定める。 6・7 (略)	(旅費の支給) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 職員 <u> </u> が町の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、<u>当該職員</u> に対し、旅費を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は条例に特別の定がある場合その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、<u>当該職員</u> に対し、<u>旅費</u>を支給する。ただし、町内旅費の支給については、町長が別に定める。 6・7 (略)
	<u>第3条の2 職員以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、費用弁償として旅費を支給する。</u> <u>(1) 町の機関の依頼又は要求に応じ会議に出席した場合</u> <u>(2) 町の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合</u> <u>(2) 前2号の規定に該当する場合を除くほか、法令又は条例に特別の定がある場合その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合において、旅行した場合</u> 2 前項の旅費の種類及び額は、<u>山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年山都町条例第39号)</u>の規定により特別職の非常勤の職員(学校医を除く。)に支給される費用弁償の例による。

(旅行命令等) 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に定める区分により、任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。))によって行われなければならない。 (1) 前条第1項に規定する旅行 旅行命令 (2) 前条第4項又は第5項に規定する旅行 旅行依頼 2～6 (略)	3 前2項に定めるもののほか、職員以外の者に対し支給する旅費の支給方法については、<u>一般職の職員の例</u>による。 (旅行命令等) 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に定める区分により、任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。))によって行われなければならない。 (1) 第3条第1項に規定する旅行 旅行命令 (2) 前条第1項 _____ に規定する旅行 旅行依頼 2～6 (略)
---	--

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年山都町条例第21号)新旧対照表 【第2条関係】

現行	改正後（案）
(議員報酬の支給) 第3条 (略) 2 (略) 3 前2項に定めるもののほか、議員報酬の支給____については、本町の一般職の職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。 (費用弁償) 第4条 (略) 2 前項の費用弁償の支給____については、一般職の職員の例による。 (期末手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給____については、一般職の職員の例による。	(議員報酬の支給) 第3条 (略) 2 (略) 3 前2項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、本町の一般職の職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。 (費用弁償) 第4条 (略) 2 費用弁償の額は、別表による。 3 前2項に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。 (期末手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。 附則 (略) 別表

区分	航空運賃	鉄道賃及び船賃	車賃	諸費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	
					甲地方	乙地方
議長 副議長 議員	実費	1 鉄道賃(急行料金を含む。) 2 船賃 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃。ただし、運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する経費	87円/km	2,200円。ただし、市内、熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行は、550円	13,000円	12,000円

備考 公用車の場合は、車賃を支給しない。私用車での旅行は、車賃を支給する。